

西関東連絡道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について

1 経緯

- 西関東連絡道路は、埼玉県深谷市から山梨県甲府市に至る地域高規格道路<sup>(注)</sup>として整備を進めており、これにより甲府圏と峡東地域・秩父方面との所要時間の大幅な短縮などが図られることから、多くの交通量が見込まれる。
- 平成 21 年 4 月 1 日に、自動車の安全な交通の確保と沿道景観の維持を図るため山梨県屋外広告物条例第六条第 1 項十二号の規定（道路等から展望できる範囲を禁止地域にする規定）に基づき、甲府市桜井から山梨市万力（万力ランプ）までの区間の両側 200m の範囲について、第 2 種禁止地域に指定
- 平成 26 年 12 月 22 日に、万力ランプから八幡南ランプ間が供用開始となったため、この区間についても同等の規制が必要

(注) 高規格幹線道路と一般国道や主要地方道との中間的な役割を果たすため、概ね時速 60km 以上、主要な交差点は立体交差とするなどした自動車専用道路またはそれと同等の機能を持つ道路

2 方針

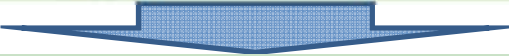
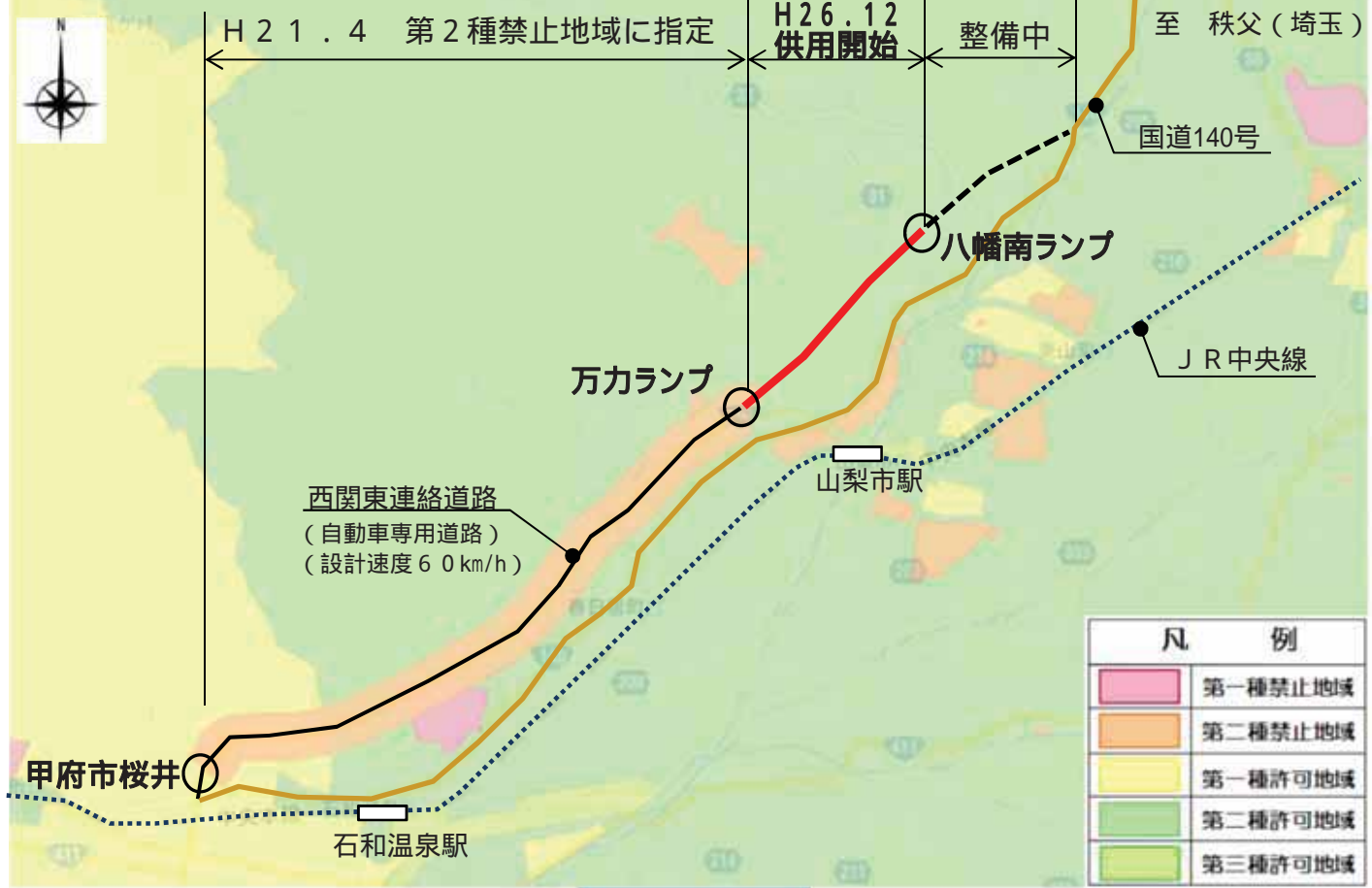
- 今回供用開始となった区間についても、既往の指定と同様に第 2 種禁止地域に指定する。

(参考)

山梨市に意見照会したところ、本方針について「意見なし」との回答

# 西関東連絡道路の屋外広告物規制地域

## 【現況】



## 【変更後】



## ※参考

### 【山梨県屋外広告物条例 一部抜粋】

(禁止地域)

第六条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

一～十一 略

十二 道路、鉄道、軌道及び索道の用地(以下「道路等の用地」という。)並びに道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

十三～十四 略

2 禁止地域は、地域の特性、美観風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めるところにより、第一種禁止地域又は第二種禁止地域に区分するものとする。

### 【山梨県屋外広告物条例施行規則 一部抜粋】

(禁止地域の区分)

第四条 条例第六条第二項の規則で定める禁止地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

一 第一種禁止地域 次に掲げる地域又は場所

イ～ル 略

二 第二種禁止地域 次に掲げる地域又は場所(前号に掲げる地域又は場所を除く。)

イ～ホ 略

へ 条例第六条第一項第十二号に掲げる地域

ト 略

### 【山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定告示 一部抜粋】

一 禁止地域

(一) 条例第六条第一項第二号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(二) 条例第六条第一項第八号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(三) 条例第六条第一項第十二号の規定により指定する地域は、次のとおりとする。

1～16 略

17 一般国道百四十号のうち山梨市大字万力字一丁田二三一番の三地先から甲府市桜井町字天神七一六番の三地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域

18～20 略